

## 社会福祉法人かやの実社旅費・日当・報酬規定

第1条 社会福祉法人かやの実社およびその経営する施設の業務のため命令によって役職員に出張させるときは、これに必要な運賃その他の交通料金および別表1に示す宿泊料等を旅費として支給する。

2. 各種大会に対する出席または講習・研修などの目的で出張する場合には、前項の規定にかかわらず実費を支給することがある。ただし、他の団体等が費用の全部または一部を負担する場合には、これに重複する費用について旅費を支給しない。

第2条 旅費の算定は、その出張の目標を果すためにもっとも合理的、かつ経済的な経路および日程に基づくことを原則とする。

第3条 急行料金その他特別料金を徴する列車などを利用することが必要であると認められる場合には、運賃のほかにその費用を支給する。

第4条 この規定によりがたい特別な出張の場合の措置については、その都度理事長の定めるところによる。

別表1 業務出張旅費の基準

区分	日当	食費	宿泊料
役員，評議員，評議員選任・解任委員	なし	1,500 円	必要と認められる実費
職員	同上	1,000 円	同上

- ① 午前中に帰園できる場合には食費を支給せず。
- ② 夕食を必要とする場合は 1,500 円を加算する。

第5条 理事会ならびに監事会に出席した役員，評議員選任・解任委員に交通費ならびに別表2に示す範囲で報酬とそれにかかる税を支給することができる。また、評議員には1人あたり年総額3万円を超えない範囲で、別表2に示す範囲で報酬とそれにかかる税を支給することができる。

別表2 理事会，評議員会，評議員選任・解任委員会への出席，その他法人業務の日当

日当	5,000 円（評議員は1人あたり年総額3万円を超えない範囲）
----	---------------------------------

第6条 監事監査を実施した監事に対し、別表3に示す範囲で報酬とそれにかかる税を支給することができる。

別表3

報酬	50,000 円
----	----------